

1人1台端末の持ち帰りをご家庭での利用について

日頃より横浜市の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

横浜市では新型コロナウイルス感染症拡大を受け、9月1日（水）から9月13日（月）まで分散登校を実施します。これに伴い、令和2年度に学校に配られた1人1台端末（ノートパソコン）の持ち帰りを実施いたします。端末を持ち帰り、クラウドサービス（「ロイロノート・スクール」「Google Workspace for Education Fundamentals」）やWeb会議システム（「Google Meet」「Zoom」）、動画配信サービス（「学校YouTubeチャンネル」）などのオンラインツールを利活用することで、学習保障を行ってまいります。

この端末は横浜市が全校の児童生徒に貸し出しているものです。持ち帰りにあたり、次の事項をご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. ご家庭への貸し出し機器

1人1台端末（ノートパソコン:Chromebook）※インターネット環境がないご家庭はご相談ください。

3. 端末のご家庭での利用に関する注意事項

(1) Web閲覧制限について

自宅からChromebookでインターネットを閲覧する際は、児童生徒が有害なサイトに入れないよう、ロイロノート・スクールの拡張機能を利用することでWeb閲覧制限をかけています。ただし、学習目的以外で使用していないかを保護者の方もご確認ください。

(2) 端末の使用時間について

ご家庭での使用時間をお子様と保護者で確認してください。夜遅い時間や朝早すぎる時間での使用は健康にもよくありません。特に、長時間の使用や就寝前の使用は控えるようにしてください。

(3) ご家庭での通信利用料について

貸与するChromebookは、インターネットに接続し、クラウドサービスを利用します。その際、ご家庭の通信を利用いただくこととなります。ご協力をお願いします。

(4) その他確認事項

- Chromebookは学習目的以外での利用は禁止です。通信容量や接続先を確認することがあります。
- Chromebookの第三者への貸し出しは禁止です。家庭内でも学習者以外は利用できません。
- 利用終了後は必ず学校に返却してください。
- 家庭において責任を持って管理し、紛失、故障した場合はすぐに学校に連絡してください。
- 貸与されているChromebookを紛失、または破損させてしまった場合には、教育委員会より通知されている「児童生徒の器物損壊にかかる費用弁済会計処理システム実施要領」をもとに対応していただく場合があります。
- 家庭における充電、通信料はご家庭の負担となります。
- 学校が指定する方法以外で機器を使用すると、有害サイトへ繋がってしまう恐れがあります。必ず、指定された学習方法で活用してください。
- Chromebookの利用による情報漏洩等、利用者が発生した損害については利用者の自己負担となります。学校及び教育委員会は責任を負いません。

4. 添付書類

以下の書類についてもご確認いただいた上で、Chromebookをご活用ください。

- (1) GIGA端末を使うときの5つの約束（資料1） ※お子様とご確認ください。
- (2) ご家庭のネットワーク接続手順（資料2）
- (3) 1人1台端末の持ち帰りに関する各種問合せ先とFAQ（資料3）
- (4) 学校と家庭で育む情報モラル（リーフレット、資料4）